

○浅麓環境施設組合職員被服等貸与規程

平成元年2月6日

訓令第1号

改正 平成4年7月27日訓令第1号

令和2年3月4日訓令第2号

浅麓環境施設組合職員被服等貸与規程（昭和59年浅麓環境施設組合訓令第1号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、浅麓環境施設組合職員に貸与する被服に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 この規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）は浅麓環境施設組合に勤務する職員（臨時的任用の職員を含む。）とする。

（被服の貸与）

第3条 職員には、次に掲げる区分により被服を貸与する。

- (1) 女子事務職員
- (2) 男子事務職員
- (3) 男子技術職員
- (4) 女子業務職員
- (5) 男子業務職員

（被服の種類及び使用期間）

第4条 職員は、必要に応じ別表第1に掲げる種類、数量及び貸与期間の被服等の貸与を受けることができる。

2 被服の貸与期間は必要により伸縮することができる。

（貸与期日）

第5条 被服の貸与期日はおおむね毎年5月、11月とする。

（着用的心得）

第6条 職員は、勤務中に限り貸与された被服を着用するものとし、つねに清潔と補修に努めなければならない。

（返納）

第7条 この規程の適用を受けない職員となったときは、本人または親族は20日以内にこれを補修洗濯をし、組合長に返納しなければならない。ただし特別の事情があると認められるときは、これを給与することができる。

（弁償）

第8条 職員は、貸与された被服等を亡失したときは、現存する残期に相当する全額を弁償しなければならない。組合長が職員の責に帰することができない理由によるものと認められた場合はこの限りでない。

（処分）

第9条 貸与を受けた期間が満了したときは、貸与を受けた職員に無償で払い下げるものとする。

(貸与品の整理)

第10条 庶務係に別表第2被服貸与簿を備え、貸与又は返納のつど整理するものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、組合長がその都度定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 この規程の改正前に貸与された被服等の貸与期間については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成4年7月27日訓令第1号)

この規程は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月4日訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

被服等の種類及び貸与期間

区	分	種 類	数 量	貸与期間	備 考
女子職員	一般事務職員	事務服上着	1	36月	3年に1着
		夏用上着	1	24月	2年に1着
	業 務 職 員	作業服上着	1	36月	3年に1着
		作業ズボン	1	36月	3年に1着
		夏用上着	1	12月	1年に1着
		防寒服	1	36月	3年に1着
		ゴム長靴	1	36月	3年に1足
男子職員	一般事務職員	作業用上着	1	24月	2年に1着
		作業用ズボン	1	24月	2年に1着
		夏用半袖シャツ	1	24月	2年に1着
		防寒服	1	24月	2年に1着
	技 術 職 員	作業用上着	1	18月	3年に2着
		作業用ズボン	1	12月	1年に1着
		夏用半袖シャツ	1	24月	2年に1着
		長袖シャツ	1	24月	2年に1着
		防寒服	1	24月	2年に1着
		ゴム長靴	1	36月	3年に1足
		安全靴	1	36月	3年に1足
		防寒靴	1	36月	3年に1足
		つなぎ服	1	60月	5年に1着
		雨具	1	36月	3年に1着
	防じんマスク	1	36月	3年に1個	
	業 務 職 員	作業用上着	1	18月	3年に2着
		作業用ズボン	1	12月	1年に1着
		夏用半袖シャツ	1	24月	2年に1着
		長袖シャツ	1	24月	2年に1着
		防寒服	1	24月	2年に1着
防寒靴		1	36月	3年に1足	
ゴム長靴		1	36月	3年に1足	
雨具		1	36月	3年に1着	

別表第2

氏名	種類	数量	貸期	与間	受印	返納			備考
						年月日	事由	扱者印	
				から まで					